

第2回与謝野町産業振興会議 会議報告書

日 時 令和3年10月14日（木）午後7時00分～午後9時00分

会 場 与謝野町商工会本所

出 席（敬称略）

鳥垣 壯司	佐々木 由美子	今井 信一	岩西 拓男
小林 厚美	大江 卓	長島 由昇	三井 真里
塩野 浩士	濱田 祐太	杉岡 秀紀	木原 綱雄
斎藤 善規	細見 悠人		

欠 席（敬称略）

羽賀 信彦	浪江 敏一	山崎 信之
辻 拓哉	大月 颯真	

事務局

商工振興課 小室課長	同 三田主幹	同 大上主幹	同 井上主任
同 糸井主事	企画財政課 松本主任	商工会 黒田経営支援員)	

傍聴者 0名

<会議要旨>

1. 開会

2. 塩野会長挨拶

委員の皆様の会社が良くなっていくことが与謝野町の産業振興に繋がっていくと同時に、振興会議を通して自身の会社のプラスになることを会議でも発信して行ってほしい。1年半、皆様と活発な議論を交わしていきたい。

3. 議事

(1) 中小企業振興基本条例改正の検討について（パワポ資料参照）

※本会議の目的としては、中小企業振興基本条例に係る経緯、背景、意義を十分理解、認識してもらい、自分事として落とし込んでもらう。

事務局説明事項

- ◆「中小企業振興基本条例とは」、「与謝野町の中小企業振興基本条例の設置経過について」、「与謝野町の中小企業振興基本条例とは」、「国の動きについて」、「与謝野町の小規模企業の現状について」などを説明。
- ◆条例改正までのバーチャート（案）の確認。来年の9月もしくは12月定例会議案提出を目指して動いていくことを共有し、関係機関、関係者からの意見も聞きながら進めていく。
- ◆会議形式としては、グループディスカッション形式を採用する。

Q&A

Q：理念型条例と政策型条例は何か。（委員）

A：大前提に確認しておきたいのが条例とは、法律の地方版であり、1年間議論して条例改正（案）を作り上げても、議会で可決されなければ改正できない。（杉岡先生）

理念型条例とは、例えば憲法と法律の関係が分かりやすい。憲法には具体論が記載されていない。憲法のような大きな方向性や考え方を示した条例が理念型条例であり、例を挙げると日本酒乾杯条例があてはまる。（杉岡先生）

今回の条例改正については、与謝野町の中小企業振興基本条例は理念型条例であり、その理念をブラッシュアップしていく必要がある。（杉岡先生）

本条例改正に向けて、本条例が制定されてから様々な法律が出来ており、小規模企業の新たな考え方や位置づけが変わってきたことにより、小規模企業の文言を追記したり、抜けている視点でいうとSDGsの考え方や起業家教育などの考え方をに入れてみたり、与謝野町の色が出るような条例にしていく必要があると同時に、町民の声も拾いながら、まち全体で育てていく条例にしていくことが必要である。併せて、政治に左右されない、今の時代に合わせた条例内容にし、高校生や若い世代にも理解できる条例内容にするために、前文部分もしっかり改正する必要がある。（杉岡先生）

与謝野町の政策型条例の例でいえば、企業が雇用も含めて投資をする際に補助金を出す企業立地促進条例がある。（事務局）

Q：中小企業振興基本条例制定の際に関わられた方は？（委員）

A：町民の皆さんが作られた条例である。経過としては、第1期与謝野町産業振興会議の委員の尽力によりゼロベースから議論され作成された。しかし、行政として町民の皆さんに条例の周知、浸透ができていない点については課題として認識している。（事務局）

これまでの経過がある中で、委員の皆さんで議論する前に、条例制定に関わられた方に当時条例を作られた時の想いなどを聞く機会を設けてはどうか。そうすることで、ここは残さないといけな部分や変えてはいけない部分などを確認する作業が前段階で必要になってくるのではないかと。（杉岡先生）

各委員からの意見

- ◆本条例改正に向けて自分事として考えていこうと思った。
- ◆地域金融機関にとって、地域が元気になるためには、地域の企業が元気になることが根本的な部分である。コロナ禍の中、9年前とは大きく状況が変化してきており、企業の課題も出てきている中で課題解決に向けて積極的に発言していきたい。
- ◆若い世代からお年寄り世代まで伝わりやすい内容にするために、分かりやすい言葉や発信をしていく必要があると感じた。
- ◆本条例は与謝野町の様々な産業振興策を行う根幹になる理念条例だということが理解できた。今後の施策や支援策を生み出していくためにも有意義な議論をしていきたい。
- ◆たたき台をもとに、今の時代に合った若い世代からお年寄り世代に伝わる文章や言い回しができたらと思う。
- ◆生きた条例にしなければならない。京都府初の条例であることを誇りに思い、まずは、職員が当事者意識をもって条例に接していくことも重要だと思う。与謝野町の色（オリジナリティー）を出していくためにも鳥根県の雲南市の例を挙げると、2年前に全6条のチャレンジ推進条例を制定したが、本条例改正にあたり、現12条あるものを増やしていく発想より、減らしていく引き算の発想も大切にしていく必要がある。
- ◆モヤモヤした感じがある。幅広い世代に伝わるような文章、言い回しにした方が良い。
- ◆基本的な考え方として、現条例を基本にして修正していけば良いと思う。若い世代が帰ってきて働きたいまち、場所が生まれてくるような条例にしたい。
- ◆分かりづらい表現があるように感じる。町民の皆さんに分かりやすい内容、言い回しにしないと議会にも通らないと思う。
- ◆織物業でいうとこれまでも家族経営といった小規模企業が多い中で、与謝野町の色を出せる条例にしていきたい。
- ◆小規模企業の定義が国としても明確化されており、そのニュアンスを条例に盛り込めれば良いと思う。
- ◆皆様の意見を聞くことができ良かった。京都中小企業家同友会のメンバーから本条例に携わった話を聞いている。その中で条例内にも企業の努力と役割の文言があるが、改めて考えると出来ていないことがある。そうした企業ごとの課題や自社の実態を再確認する一つの指標、土台になる条例だと思う。また、この条例を町民の幅広い年代にどう伝えていくかも考えていかなければいけない。
当時条例を作られた方にどういう想いで作られたかを聞くことが大切で、残す部分と今の時代、地域の実情に即したものを盛り込む、引き算足し算の考えが必要で、千代の想いを引継ぎ、若い世代の考えも反映できる内容にしていきたい。
- ◆これまでの議会でも本条例については、発言されてきた経過がある中で、本条例の考え方をどのように政策立案していくかという議論はある。例えば、地域内経済循環の考え方を溶け込ませるなど。その中で第6期振興会議については、若い世代も加わり、新たな考えや世の中の実情に合わせたことを盛り込んでいただきたい。また、条例と総合計画（後期計画）の連携を図ることを視野に取り組んでいただきたい。
町民の方たちへも振興会議での議論内容や会議風景を伝えていながら、委員の皆様と一緒になっ

て議論していきたい。(事務局)

次回会議に向けて

- ◆再度、条例を読み解ってもらうために「逐条解説」を配布予定。(条例制定時作成)
- ◆町HPに産業振興会議ページを作成し、会議録等を公開することで会議の見える化を図る。

次回会議内容(案)

- ◆本条例制定に携わった「第1期与謝野町産業振興会議委員」の方に当時を振り返ってもらい、制定の背景や経緯などを説明いただく機会を設ける。(意見交換会)

【候補者】：足立氏(現商工会長)、岸部氏(前振興会議会長)

(2) その他

次回以降日程について

<第3回>：11月30日(火) 与謝野町商工会本所 大会議室

<第4回>：12月23日(木) 場所未定

4. 閉会